



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 公安委員会規則

- *9 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1
- *10 高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則 13
- *11 運転免許取得者教育の認定に関する施行細則の一部を改正する規則 18

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第9号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月13日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（免許条件の付与、解除又は変更）</p> <p>第24条 略</p> <p>第24条の2 法第91条の2第1項の規定による免許の条件（次項において「サポートカー限定条件」という。）の付与の申請をしようとする者は、<u>施行規則第18条の6第2項に規定する運転免許条件申請書を運転免許課長又は警察署長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 サポートカー限定条件を付与された者で、<u>法第91条の2第1項の規定による当該サポートカー限定条件の変更を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするものは、前項の運転免許条件申請書を運転免許課長に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（臨時適性検査の通知等）</p> <p>第25条 法第102条第6項又は第107条の4第1項の規定による臨時適性検査の通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める臨時適性検査通知書により行うものとする。</p> <p>(1) <u>法第102条第1項から第3項までの規定による臨時適性検査を行う場合</u> 臨時適性検査通知書（別記様式第17号）</p> <p>(2) <u>法第102条第4項の規定による臨時適性検査を行う場合</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める臨時適性検査通知書</p> <p>ア <u>運転免許試験に合格した者が法第90条第1項第1号若しくは第2号に該当する場合又は免許を受けた者が法第103条第1項第1号、第2号若しくは第3号に該当することとなったと疑う理由がある場合</u> 臨時適性検査通知書（別記様式第17号の2）</p>	<p style="text-align: center;">（免許条件の解除又は変更）</p> <p>第24条 略</p> <p style="text-align: center;">（臨時適性検査等の通知）</p> <p>第25条 法第102条第6項又は第107条の4第1項の規定による臨時適性検査の通知は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める臨時適性検査通知書により行うものとする。</p> <p>(1) <u>認知機能検査を受けた者で当該認知機能検査の結果が認知機能に関し法第102条第1項の内閣府令で定める基準に該当するもの</u> 臨時適性検査通知書（別記様式第17号）</p> <p>(2) <u>運転免許試験（仮運転免許に係る運転免許試験を除く。）に合格した者（次号に掲げる者を除く。）</u> 臨時適性検査通知書（別記様式第17号の2）</p>

イ 運転免許試験に合格した者が法第90条第1項第1号の2に該当する場合又は免許を受けた者が法第103条第1項第1号の2に該当することとなったと疑う理由がある場合 臨時適性検査通知書(別記様式第17号の3)

(3) 法第102条第5項の規定による臨時適性検査を行う場合 臨時適性検査通知書(別記様式第17号の2)

(4) 法第107条の4第1項の規定による臨時適正検査を行う場合 臨時適性検査通知書(別記様式第17号の4)

2 法第102条第1項から第4項までの規定による内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨の命令は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める診断書提出命令書により行うものとする。

(1) 法第102条第1項から第3項までの規定による診断書を提出すべき旨の命令を行う場合 診断書提出命令書(別記様式第17号の4の2)

(2) 法第102条第4項の規定による診断書を提出すべき旨の命令を行う場合 診断書提出命令書(別記様式第17号の4の3)

(講習の申出)

第28条 略

2 略

3 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習(以下「初心運転者講習」という。)を受けようとする者は、初心運転者講習受講申出書(別記様式第19号の3)を指定講習機関に提出しなければならない。

4 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習(以下「若年運転者講習」という。)を受けようとする者は、若年運転者講習受講申出書(別記様式第19号の4)を指定講習機関に提出しなければならない。

(自転車運転者講習の申出等)

第31条 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習(以下「自転車運転者講習」という。)を受けようとする者は、自転車運転者講習受講命令書受領書(別記様式第21号)及び自転車運転者講習受講申出書(別記様式第22号)を公安委員会に提出しなければならない。

2 略

(3) 運転免許(仮運転免許を除く。)を受けた者 臨時適性検査通知書(別記様式第17号の2の2)

(4) 仮運転免許に係る運転免許試験に合格した者(前2号及び次号に掲げる者を除く。) 臨時適性検査通知書(別記様式第17号の2の3)

(5) 仮運転免許を受けた者(第2号及び第3号に掲げる者を除く。) 臨時適性検査通知書(別記様式第17号の3)

(6) 国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者 臨時適性検査通知書(別記様式第17号の4)

2 法第102条第1項から第3項までの内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨の命令は、診断書提出命令書(別記様式第17号の4の2)により行う。

(講習の申出)

第28条 略

2 略

3 法第108条の2第1項第10号に掲げる基準該当初心運転者に対する講習(以下「初心運転者講習」という。)を受けようとする者は、初心運転者講習受講申出書(別記様式第19号の3)を指定講習機関に提出しなければならない。

(自転車運転者講習の申出等)

第31条 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習(以下「自転車運転者講習」という。)を受けようとする者は、自転車運転者講習受講命令書受領書(別記様式第21号)及び自転車運転者講習受講申出書(別記様式第22号)を公安委員会に提出しなければならない。

2 略

別記様式第17号及び別記様式第17号の2を次のように改める。

別記様式第17号(第25条関係)

りん じ てき せい けん さ つう ち しょ
臨時 適 性 検 査 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

和歌山県公安委員会



あなたは、^{にんちきのうけんさとう}認知機能検査等^{けっか}の結果、「^{にんちしょう}認知症のおそれがある」との^{はんでい}判定を
受^うけたことから、^{どうろこうつうほうだい}道路交通法第102条第^{じよだいい}項の規定による^{こう}臨時適性検査^{りんじてきせいけんさ}（^{にんちしょう}認知症
^{せんもんい}専門医による^{しんだん}診断）^うを受けていただくことになりましたので、^{つうち}通知します。

この通知を受け、^えやむを得ない理由なく^{りんじてきせいけんさ}臨時適性検査を受け^うない場合は、

^{きよ}拒^ひ否

^{うんでんめんきよ}運転免許の^ほ保^{りゆう}留

^{しよぶん}の処分を受けることとなりますので、^{ごちゆうい}御注意ください。

^{とり}取^け消^しし

^{こうりよく}効力の^{ていし}停止

<p>てきせい けんさ おこな 適 性 検 査 を 行 う</p> <p>り ゆ う 理 由 と な っ た</p> <p>にんちきのうけんさとう けっか 認知機能検査等の結果</p>	
<p>てきせい けんさ きじつ 適 性 検 査 の 期 日</p>	
<p>てきせい けんさ ばしょ 適 性 検 査 の 場 所</p>	
<p>び 備</p> <p>こう 考</p>	

※ この通知について、^{つうち}不明な点がある場合には、^{ふめい}下記連絡先^{てん}までお問い合わせ^{ばあい}ください。
^かきれんらくさき^ととあ

和歌山県警察本部
住 所
電 話

別記様式第17号の2（第25条関係）

臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所

殿

和歌山県公安委員会



第4項
道路交通法第102条 に規定する適性検査を下記のとおり、実施
第5項

しますので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、

仮運転免許 拒 否
の 保 留 の処分を受けることとなります。
運転免許 取 消 し
効力の停止

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

別記様式第17号の2の2及び別記様式第17号の2の3を削り、別記様式第17号の3を次のように改める。

別記様式第17号の3（第25条関係）

りん じ てき せい けん さ つう ち しょ
臨 時 適 性 検 査 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

和歌山県公安委員会

印

あなたは、^{にんちしょう}認知症のおそれ（^{うたが}疑い）があることから、^{どうろこうつうほうだい}道路交通法第102条
^{だいこうきてい}第4項の規定による^{りんじてきせいけんさ}臨時適性検査（^{にんちしょうせんもんい}認知症の専門医による^{しんだん}診断）を受けて
いただくことになりましたので、^{つうち}通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく^{りんじてきせいけんさ}臨時適性検査を受け^{ばあい}ない場合は、

^{きよ}拒 ^ひ否

^{うんてんめんきよ}運転免許の ^ほ保 ^{りゆう}留

^{しよぶん}の処分を受けることとなりますので、^{ごちゆうい}御注意ください。

^{とりけ}取 消 し

^{こうりよく}効力の ^{ていし}停止

<p>^{てきせいけんさ}適性検査 ^{おこな}を行う ^{りゆう}理由</p>	
<p>^{てきせいけんさ}適性検査 ^{きじつ}の期日</p>	
<p>^{てきせいけんさ}適性検査 ^{ばしょ}の場所</p>	
<p>^び備 ^{こう}考</p>	

※ この通知について、^{ふめい}不明な点がある場合には、^か下記連絡先までお問い合わせ
ください。

和歌山県警察本部

住 所

電 話

別記様式第17号の4の2を次のように改める。

別記様式第17号の4の2(第25条関係)

診断書提出命令書

年 月 日

住所

殿

和歌山県公安委員会



あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受け、認知症のおそれ(疑い)があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

が拒否される

運転免許

が保留される

こととなりますので、御注意ください。

が取り消される

の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を満たさない場合、上記の運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

Table with 2 columns and 4 rows. Row 1: 診断書の提出を命ずる理由となった認知機能検査の結果. Row 2: 診断書の提出期限. Row 3: 診断書の提出先. Row 4: 備考.

※ この通知について、不明な点がある場合には、下記連絡先までお問い合わせください。

和歌山県警察本部
担当
電話

別記様式第17号の4の2の次に次の1様式を加える。

別記様式第17号の4の3(第25条関係)

診断書提出命令書

年 月 日

住 所

殿

和歌山県公安委員会



あなたは、認知症のおそれ(疑い)があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

が拒否される

運転免許

が保留される

こととなりますので、御注意ください。

が取り消される

の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を満たさない場合、上記の運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

Table with 2 columns and 4 rows. Row 1: 診断書の提出を命ずる理由. Row 2: 診断書の提出期限. Row 3: 診断書の提出先. Row 4: 備考.

※ この通知について、不明な点がある場合には、下記連絡先までお問い合わせください。

和歌山県警察本部
担当
電話

別記様式第19号の3の次に次の1様式を加える。

別記様式第19号の4(第28条関係)

若年運転者講習受講申出書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 指定講習機関(教習所)殿 申出者 氏名	
住所	
電話番号	— —
若年運転者講習に係る免許の種類	<input type="checkbox"/> 大型二種 <input type="checkbox"/> 中型二種 <input type="checkbox"/> 普通二種 <input type="checkbox"/> 大特二種 <input type="checkbox"/> けん引二種 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型
※講習日	午前 時 分 ~ 午前 時 分 年 月 日 午後 時 分 ~ 午後 時 分
	午前 時 分 ~ 午前 時 分 年 月 日 午後 時 分 ~ 午後 時 分

備考

- 1 指定講習機関(教習所)欄には、自動車教習所(自動車学校)名を記載すること。
- 2 若年運転者講習に係る免許の種類欄は、該当する□内に✓を入れること。
- 3 ※講習日欄は、指定講習機関において記載し、申出者は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第22号及び別記様式第23号中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県公安委員会規則第10号

高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月13日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則

高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則（平成21年和歌山県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う高齢者講習及び特定任意高齢者講習（以下これらを総称して「<u>高齢者講習等</u>」という。）並びに認知機能検査（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査をいう。以下同じ。）及び運転技能検査（同号イに規定する「運転技能検査」をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>特定任意高齢者講習 法第108条の2第2項に規定する講習（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第1条各号に掲げる講習の基準に適合するものに限る</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う<u>道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）並びに法第108条の2第1項第12号及び第2項の講習の実施に関し、必要な事項を定めるものとする</u>。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>チャレンジ講習 運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第2条第1項第1号の表1の項上欄又は同条第1項第2号の表1の項上欄の確認を行う講習をいう</u></p> <p>(3) <u>特定任意高齢者講習（簡易） 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第37条の6の2第1号に規定する講習（講習規則第2条第1項第1号の表1の項下欄及び同条第1項第2号の表1の項下欄に掲げる講習の基準に適合するものに限る。）をいう。</u></p> <p>(4) <u>特定任意高齢者講習（シニア運転者） 施行令第37条の6の2第1号に規定する講習（講習規則第2条第1項第1号の表2の項下欄に掲げる講習の基準及び同条第1項第2号の表2の項下欄又は同表3の項下欄に掲げる講習</u></p>

。)をいう。

(講習等の委託)

第3条 公安委員会は、法第108条第1項の規定により、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)第31条の4の2の公安委員会が認める法人に認知機能検査及び運転技能検査の実施を委託することができるものとし、法第108条の2第3項の規定により、施行規則第38条の3の公安委員会が認める者に高齢者講習等の実施を委託できるものとする。

2 前項の規定による委託は、次に掲げる条件を付して行うものとする。

- (1) 前項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査を効果的に実施するために、高齢者講習等の実施に必要なコース、建物その他の設備を有する施設に施行令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた者を置くこと。
- (2) 高齢者講習等は公安委員会の認定を受けた指導員(以下「高齢者講習指導員」という。)に、認知機能検査はその実施に必要な技能及び知識を有する旨の公安委員会の認定を受けた検査員(以下「認知機能検査員」という。)に、運転技能検査はその実施に必要な技能及び知識を有する旨の公安委員会の認定を受けた検査員(以下「運転技能検査員」という。)に行わせなければならないこと。
- (3) 略
- (4) 高齢者講習指導員又は認知機能検査員若しくは運転技能検査員が免許の取消し又は効力の停止等の処分を受けたとき、その他高齢者講習指導員又は認知機能検査員若しくは運転技能検査員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。
- (5) 高齢者講習等又は認知機能検査若しくは運転技能検査が法、施行令、施行規則その他の定め又はこの規則に従って行われないとき、その他委託契約の条項に違反があったときは、公安委員会が高齢者講習等又は認知機能検査若しくは運転技能検査に係る委託契約を解除できること。

(高齢者講習指導員の要件)

第4条 高齢者講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 21歳以上の者であること。
- (2) 高齢者講習等における指導に用いる自動車等を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者(免許の効力を停止されている者を除く。)であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 運転適性指導(法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導をいう。次号アにおいて同じ。)について不正な行為をしたため同項第1号に規定する運転適性指導員、停止処分者講習指導員(停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則(平成10年和歌山県公安委員会規則第5号)第4条第1項に規定する講習指導員をいう。)、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員(違反者講習の実施に関する規則(平成10年和歌山県公安委員会規則第7号)第4条第1項に規定する講習

習の基準に適合するものに限る。)をいう。

(講習等の委託)

第3条 公安委員会は、法第108条第1項の規定により、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)第31条の4の2の公安委員会が認める法人に認知機能検査の実施を委託できるものとし、法第108条の2第3項の規定により、施行規則第38条の3の公安委員会が認める者に高齢者講習、チャレンジ講習、特定任意高齢者講習(簡易)及び特定任意高齢者講習(シニア運転者)(以下これらを「高齢者講習等」という。)の実施を委託できるものとする。

2 前項の規定による委託は、次に掲げる条件を付して行うものとする。

- (1) 前項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、高齢者講習等及び認知機能検査を効果的に実施するために、高齢者講習等の実施に必要なコース、建物その他の設備を有する施設に施行令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた者を置くこと。
- (2) 高齢者講習等は公安委員会の認定を受けた指導員(以下「高齢者講習指導員」という。)に、認知機能検査は公安委員会の認定を受けた検査員(以下「認知機能検査員」という。)に行わせなければならないこと。ただし、チャレンジ講習については、法第99条の2第1項の規定により技能検定員として選任された者に行わせなければならない。
- (3) 略
- (4) 高齢者講習指導員又は認知機能検査員が免許の取消し又は効力の停止等の処分を受けたとき、その他高齢者講習指導員又は認知機能検査員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。
- (5) 高齢者講習等又は認知機能検査が法、施行令、施行規則その他の定め又はこの規則に従って行われないとき、その他委託契約の条項に違反があったときは、公安委員会が高齢者講習等又は認知機能検査に係る委託契約を解除できること。

(高齢者講習指導員の要件)

第4条 高齢者講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 高齢者講習等における指導に用いる自動車等を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 運転適性指導(法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。次号アにおいて同じ。)について不正な行為をしたため同項第1号に規定する運転適性指導員、停止処分者講習指導員(停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則(平成10年和歌山県公安委員会規則第5号)第4条第1項に規定する講習指導員をいう。)、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員(違反者講習の実施に関する規則(平成10年和歌山県公安委員会規則第7号)第4条第1項に規定する講習指導員

習指導員をいう。)のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない者

イ 法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪(イに規定する罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 略

イ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。ただし、受講者の利便性を図るため、高齢者講習等を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合は、この限りでない。

(7) 普通自動車に係る教習指導員資格者証(法第99条の3第4項の教習指導員資格者証をいう。)の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程(届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号)第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程をいう。)を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

(イ) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(7)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号。アからウまでにおいて「改正法」という。)の施行の日以前において、公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者で、改正法の施行に伴う補充の研修(運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(令和4年国家公安委員会規則第5号)附則第5条に規定する都道府県公安委員会が指定する研修をいう。ウにおいて同じ。)を受けているもの

イ 改正法の施行の日以後において、公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

をいう。)のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

イ 法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪(イに規定する罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 略

イ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。ただし、受講者の利便性を図るため、高齢者講習等を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合は、この限りでない。

(7) 普通自動車を用いた高齢者講習等を指導する高齢者講習指導員については、普通自動車に係る教習指導員資格者証(法第99条の3第4項の教習指導員資格者証をいう。(イ)において同じ。)の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程(届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号)第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程をいう。(イ)において同じ。)を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

(イ) 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車を用いた高齢者講習等を指導する高齢者講習指導員については、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者、又は大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

(ウ) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(7)又は(イ)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号。イからエまでにおいて「改正法」という。)の施行の日以後において、公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

イ 改正法の施行の日以後において、講習規則第7条第2項第4号の講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習(高齢者講習に係るものに限る。)として、自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、

- ウ 令和4年3月31日以前に講習規則第7条第2項第4号の講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習(高齢者講習に係るものに限る。)として、自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修を終了した者で、改正法の施行に伴う補充の研修を受けているもの
- エ 令和4年4月1日以後に講習規則第7条第2項第4号の講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習(高齢者講習に係るものに限る。)として、自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修を終了した者

(認知機能検査員の要件)

第5条 認知機能検査員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者でなければならない。

- (1) 第3条の規定による施行規則第31条の4の2の公安委員会が認める法人への認知機能検査の実施の委託(次号において「認知機能検査の委託」という。)をする場合 講習規則第4条第2項第1号イ及びロのいずれにも該当する者
 - (2) 認知機能検査の委託をしない場合 21歳以上の者であって、警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修等を終了したもの
- 2 講習規則第4条第2項第1号ロの公安委員会が行う審査は、次のいずれかに該当する者であることを、その経歴を確認して行うものとする。

- ① 認知症の専門医
- ② 警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修等を終了した者
- ③ 自動車安全運転センターが実施する認知機能検査員課程を終了した者又は平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員課程を終了した者

(運転技能検査員の要件)

第6条 運転技能検査員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者でなければならない。

- (1) 第3条の規定による施行規則第31条の4の2の公安委員会が認める法人への運転技能検査の実施の委託(次号において「運転技能検査の委託」という。)をする場合 講習規則第4条第2項第2号イからニまでのいずれにも該当する者
- (2) 運転技能検査の委託をしない場合 第4条第1号、第4号及び第5号に掲げる要件のいずれにも該当する者

(講習科目及び時間)

第7条 高齢者講習等の講習科目及び時間は、別表に定めるとおりとする。

運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修を終了した者

- ウ 平成21年6月1日以前に高齢者講習における指導に従事する者(エにおいて「指導員」という。)で、公安委員会又は他の都道府県公安委員会が指定する研修(認知機能検査の導入に伴うもの(平成21年6月1日以前に行われたものを含む。)に限る。)を受け、かつ、改正法の施行に伴う補充の講習を受けているもの

- エ 平成21年6月2日以後に指導員の資格を取得した者(改正法の施行前において指導員であったものに限る。)で、改正法の施行に伴う補充の講習を受けているもの

(認知機能検査員)

第5条 認知機能検査員は、講習規則第4条第2項各号に該当する者でなければならない。この場合において、同項第2号の公安委員会が行う審査は、次のいずれかに該当する者であることを、その経歴を確認して行うものとする。

- (1) 認知症専門医
- (2) 警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了した者

(講習科目及び時間)

第6条 高齢者講習、特定任意高齢者講習(簡易)及び特定任意高齢者講習(シニア運転者)の講習科目及び時間は、別表に定めるとおりとする。

第8条 略

(受講者又は受検者の確認及び終了証明書の交付)

第9条 高齢者講習等の実施に際しては、講習通知書、運転免許証等により受講者又は受検者であることを確認するものとする。この場合において、法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定に係る認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習並びに法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者である特定任意高齢者講習の受講者については、認知機能検査の結果の通知書により、認知機能検査を受けていることを確認しなければならない。

2 公安委員会は、高齢者講習を終了した者に対して施行規則第38条第16項の高齢者講習終了証明書を、特定任意高齢者講習を終了した者に対して講習規則第3条第1号の特定任意高齢者講習終了証明書を交付するものとする。

(補則)

第10条 この規則で定めるもののほか、高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

第7条 略

(受講者又は受検者の確認及び終了証明書の交付)

第8条 高齢者講習等の実施に際しては、講習通知書、運転免許証等により受講者又は受検者であることを確認するものとする。この場合において、法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定に係る認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習並びに法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者を対象とした特定任意高齢者講習(簡易)及び特定任意高齢者講習(シニア運転者)の受講者については、認知機能検査の結果の通知書により、認知機能検査を受けていることを確認しなければならない。

2 公安委員会は、高齢者講習を終了した者に対して施行規則第38条第16項の高齢者講習終了証明書を、特定任意高齢者講習(簡易)及び特定任意高齢者講習(シニア運転者)を終了した者に対して講習規則第3条第2号の特定任意高齢者講習終了証明書を交付するものとする。

(補則)

第9条 この規則で定めるもののほか、高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

区 分	講 習 科 目	時 間
1 普通自動車対応免許を受けている者(運転技能検査の対象となる者を除く。)に対する高齢者講習又は臨時高齢者講習(法第101条の7第4項の規定により行う高齢者講習をいう。以下この表において同じ。)	道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構え及び安全運転の知識 運転適性検査機材による指導 実車による指導	2時間
2 普通自動車対応免許を受けている者で運転技能検査の対象となる者又は普通自動車対応免許以外の免許のみを受けている者に対する高齢者講習若しくは臨時高齢者講習	道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構え及び安全運転の知識 運転適性検査機材による指導	1時間

<p>3 普通自動車対応免許を受けている者（運転技能検査の対象となる者を除く。）に対する特定任意高齢者講習</p>	<p>道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構え及び安全運転の知識 運転適性検査機材による指導 実車による指導</p>	<p>2時間以上</p>
<p>4 普通自動車対応免許を受けている者で運転技能検査の対象となる者又は普通自動車対応免許以外の免許のみを受けている者に係る特定任意高齢者講習</p>	<p>道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構え及び安全運転の知識 運転適性検査機材による指導</p>	<p>1時間以上</p>

備考

- 1 時間には、休憩時間を含まない。
- 2 「普通自動車対応免許以外の免許」とは、大型特殊自動車免許、大型自動二輪免許、普通自動二輪免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第11号

運転免許取得者教育の認定に関する施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月13日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

運転免許取得者教育の認定に関する施行細則の一部を改正する規則

運転免許取得者教育の認定に関する施行細則（平成12年和歌山県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正 後	改正 前
<p><u>運転免許取得者等教育の認定に関する施行細則</u></p> <p>（趣旨） 第1条 この細則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）<u>、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。第5条において「検査規則」という。）の施行</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（運転免許取得者等教育認定申請書） 第2条 <u>規則第5条第1項に規定する申請書は、運転免許取得者等教育認定申請書（別記様式第1号）とする。</u></p>	<p><u>運転免許取得者教育の認定に関する施行細則</u></p> <p>（趣旨） 第1条 この細則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）<u>及び運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）の施行</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（運転免許取得者教育認定申請書） 第2条 <u>規則第5条第1項に規定する申請書は、運転免許取得者教育認定申請書（別記様式第1号）とする。</u></p>

(電磁的記録媒体による手続)

第5条 規則第13条又は検査規則第14条の規定による電磁的記録媒体の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 電磁的記録媒体は、光ディスクその他これに類する補助記憶装置であって、和歌山県警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができるものでなければならない。
- (2) 1つの電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるものとする。
- (3) 電磁的記録媒体に記録するファイルの作成方法は和歌山県警察が別に定めるものとし、当該ファイルの名称は当該ファイルに記録されている内容を明らかにするものにしなければならない。
- (4) 電磁的記録媒体には、提出者の名称及び提出年月日を記載したラベルを貼付しなければならない。

(フレキシブルディスクによる手続)

第5条 規則第9条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格(以下この条において「日本産業規格」という。)X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジとする。

- 2 規則第9条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行うものとする。
 - (1) トラックフォーマットについては、日本産業規格X6225に規定する方式
 - (2) ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X0605に規定する方式
 - (3) 文字の符号化表現については、日本産業規格X0208附属書1に規定する方式
- 3 規則第9条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X0201及びX0208に規定する図形文字並びに日本産業規格X0211に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行うものとする。
- 4 規則第9条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X6223に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けるものとする。
 - (1) 提出者の名称
 - (2) 提出年月日

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

運転免許取得者等教育認定申請書

年 月 日

和歌山県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

道路交通法第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者等教育の認定を申請します。

運転免許取得者等教育に使用する施設の名称	
運転免許取得者等教育に使用する施設の所在地	
運転免許取得者等教育の過程の区分	
運転免許取得者等教育の過程の名称	
添 付 書 類	
備 考	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者欄には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類欄には、添付する書類を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号から別記様式第4号まで中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。